

令和7年度

矢作川総合南部地区 南部幹線水路桐山工区その1工事（第1回変更）

現場説明事項

(別 紙)

契 約 に 係 る 事 項

1. 工種体系区分について

本工事における工種区分は「管水路工事」、積算体系年月は「令和7年5月」、適用単価期は「令和7年5月」、共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る施工地域区分は「一般交通影響有り(2)-2」、地域区分は「愛知(1)」、地区区分は「岡崎」を適用している。

2. 本工事の積算上の工期は、令和7年7月28日～令和8年3月27日（243日間）としている。

3. 資材価格

土地改良事業等請負工事予定価格積算に用いる資材価格（東海農政局公表分）は、以下に公表している。

<https://www.maff.go.jp/tokai/noson/nn/price/index.html>

4. コンクリートの養生について

コンクリートの養生については、一般養生を想定しているが、現場条件により給熱養生が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 関係機関、地域住民等との協議・調整

関係機関、地域住民等との協議・調整により、各種構造、仮設計画を変更する場合がある。

また、時間制限条件等、何らかの条件を付された場合には、監督職員と協議するものとする。

6. 建設発生土について

建設発生土受入地は、特別仕様書第5章3に示すとおりとする。

なお、建設発生土受入地までの距離は、L=15.5km以下を想定している。

7. 良質土について

特別仕様書記載の良質土とは、レキ質土、砂、砂質土及び購入土（山土砂等）をいう。

8. 交通誘導警備導員について

本工事の施工期間中は、町道梅ノ木広坪1号線の施工箇所においては、終日全面通行止め、町道桐山1号線の施工箇所においては、夜間全面通行止めによる施工とする。

これに伴う交通誘導警備員の配置については、関係道路管理者（国土交通省および幸田町）との協議により変更する場合がある。

9. 建設資材の調達について

碎石、土砂等について、契約締結後に遠隔地から調達せざるを得なくなった場合には、事前に監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

10. 概算数量について

本工事は、標準的な設計図書による発注であり、工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量につ

いては、設計変更で処理する。

11. 突発事故について

本工事は、南部幹線水路にて、突発的な事故等が発生した際に対応工事を実施する場合がある。

また、事故が起きた際の対策工法については、監督職員と協議の上で変更追加とする。

12. 管割計画について

本工事は標準的な設計図書による発注であり、異形管長を除く管路延長を直管 L=6.0m のみで施工した場合の積算であるため、切管用の現場切断や開先加工等の費用は見込んでいない。施工前に作成される管割計画及び管割計画図等により、切管用の現場切断や開先加工が発生した場合は監督職員と協議し、変更対象とする。

また、本工事で使用する鋼製異形管（曲管）の構造については、現場条件により変更する場合がある。

13. 異種管継輪について

本工事の異種管継輪の設置箇所として、下流工区終点部の既設 PC 管と接続する 1 箇所、上流工区始点部の既設 SP 管と接続する 1 箇所の計 2 箇所を想定している。これらに変更等があった場合は監督職員と協議し、変更対象とする。

14. 埋設物について

本工事の施工に伴い支障となる埋設物が確認された場合は、その対応について監督職員と協議し、必要に応じて変更対象とする。

15. 数量の精査について

本工事は標準的な設計図書による発注であり、設計数量の精査に伴う測量、数量計算及び図面作成等に必要な費用については、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

16. 構造計算等について

本工事における仮設土留め及びスラストブロック等の構造については、発注者が別途発注する「南部幹線水路測量及び実施設計業務」において検討しており、別途、監督職員との協議結果に基づき施工するものとし、設計変更の対象とする。

17. 施工延長について

関係機関との調整により、施工延長を変更する場合がある。

18. 既設ダクタイル鋳鉄管について

既設ダクタイル鋳鉄管の撤去後の取扱いについては、今年度中に発注者にて処分するため、仮設ヤードへ仮置きするものとする。

※下線部は変更箇所